

## 【リスクアセスメントとは、法律である (安衛法28条の2)】

平成18年4月1日の労働安全衛生法の改定により  
職場における災害発生の芽（リスク）を事前に摘み取るため、建築物・設備・原材料  
作業行動などの危険性、有害性等をあらかじめ調査し、その結果に基づいて危険、  
有害要因を除去、低減する措置を実施することが事業者の努力義務として規定された。

### 「規定された経緯について」

- ① 生産工程の多様化、複雑化の進展や新たな機械設備、化学物質の導入により  
事業場内の危険性・有害性要因も多様化し、その把握や特定が困難になっていた。
- ② いわゆる「団塊の世代」の大量退職等により、安全衛生担当者のレベル低下による  
安全衛生活動の弱体化が懸念されていた。

上記の状況を踏まえて

従来の労働安全衛生法令に定める最低基準を守るだけでなく、事業者が自主的に  
安全衛生水準を向上させるため、危険性・有害性要因を特定し、それぞれのリスクを  
評価し、これに基づいてリスクの除去・低減策を実施するという手法を導入することが  
必要になった。

★ 職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加された。

(安衛則40条)